

四日市市告示第 98 号

公園と道路の効用を兼ねる施設の管理の方法について

平成 27 年 3 月 20 日

四日市市長 田中俊行

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 2 第 1 項及び第 12 条の 6 の規定に基づき、公園と道路の効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）の管理の方法について以下のとおり定める。

1. 兼用工作物の範囲

対象とする兼用工作物は、高花平 4 号公園と市道高花平 4 1 号線とが相互に効用を兼ねる部分とし、その範囲は、別図のとおりとする。

2. 兼用工作物の管理者

都市公園管理者 四日市市長

道路管理者 四日市市長

3. 管理の内容

(1) 都市公園管理者（四日市市）

ア 道路部分(一部側溝を含む。)施設(路面(路盤までの部分を含む。))その他の専ら道路管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)以外の部分の新設、改築、維持又は修繕

イ 専ら道路部分施設以外の部分に係る災害復旧

(2) 道路管理者

ア 道路部分施設の改築、維持又は修繕

イ 専ら道路部分施設に係る災害復旧

4. 管理の期間

平成 27 年 4 月 1 日から都市公園及び道路の存続する日まで